

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (概要版)

令和2年4月10日
岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 基本的事項

| | |
|-------|--|
| 基本目標 | <ul style="list-style-type: none">■ 「感染未確認地域」の状態を維持すること■ 「感染確認地域」になった場合には、速やかに「感染未確認地域」に戻すこと <p>「感染未確認地域」：直近の1週間において、感染者が確認されていない地域 「感染確認地域」：直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者についてもあまり増加していない状況にある地域</p> |
| 対策の基本 | <ul style="list-style-type: none">■個人のみならず、行政や、団体、企業、地域などのあらゆる主体が情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとること<ul style="list-style-type: none">○県民及び岩手に関わる全ての人が、<ul style="list-style-type: none">・密閉・密集・密接を避け、ていねいな手洗いを励行する・ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保する■個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、治療を行うとともに、感染拡大を防ぐ体制を構築 |

2 新型コロナウイルス感染症の特徴

- 罹患しても約8割は軽症で経過、また、感染者の約8割は人への感染なし
- 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在しない

3 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 情報提供・共有及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会を低減させ、感染の防止と感染拡大の抑制を図る。
- (2) サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- (3) 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

4 実施体制

- 「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、岩手県医師会・岩手医科大学をはじめとする医療関係団体や関係機関、県民の協力のもと、各種対策を実施
- 更なる体制の強化（新型コロナウイルス感染症対策監の設置）

5 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

| | |
|------------------|--|
| 情報提供・共有 | <ul style="list-style-type: none">■県民への必要な情報提供やメッセージの発信、注意喚起■感染情報等について東北各県や市町村との緊密な情報共有■国や県による各種支援策や相談窓口などの周知 |
| サーベイランス ・情報収集 | <ul style="list-style-type: none">■疑似症患者の把握と検査の実施■検査体制の充実と定期的な結果の公表■集団発生の把握の強化 |
| まん延防止 | <ul style="list-style-type: none">■クラスター対策及び接触機会の低減（自粛要請など）■専門家等の確保及び派遣■保健所の体制強化、市町村との情報共有や総合調整■学校設置者に対する感染対策指導、地域の感染状況等の情報共有■保育所や放課後児童クラブ等における市町村の取組支援■公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底■職場等における感染拡大の防止（在宅勤務や時差通勤など）■国による検疫の強化への協力 |
| 医療等 | <ul style="list-style-type: none">■医療提供体制の確保■感染者の大幅な増加を見据えた医療提供体制の確保■医療施設や高齢者施設等における院内・施設内感染対策の徹底■外来での感染防止■妊産婦に対する感染防止の取組の推進■外国人への適切な医療提供■適切な感染対策の下での健康診断及び予防接種の実施 |
| 教育 | <ul style="list-style-type: none">■感染対策の徹底等に留意した上で教育活動の再開■児童生徒又は教職員に感染の疑いが生じた場合における適切な対応 |
| 経済・雇用対策 | <ul style="list-style-type: none">■資金繰りに万全を期すための金融支援■県民の生活を守るための経済的支援■雇用の維持・就職に向けた支援■地域経済を支える産業支援 |
| その他重要な留意事項 | <ul style="list-style-type: none">■人権への配慮等■物資・資材等の供給■国、近隣県、市町村など関係機関との連携の推進■社会機能の維持（公共サービスの維持など）■着実な復興の推進 |